

旧条文(令和6年版)						新条文(令和7年版)						改定理由																
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下		編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下				
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編											変更なし		
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則											変更なし		
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則											変更なし		
1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	適用	1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	適用											変更なし		
1	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあつては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)、港湾工事にあつては「請負工事監督・検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。))に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあつては、予算決算及び会計令(令和5年6月改正 政令第222号)(以下「予算令」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあつて、土木工事にあつては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)、港湾工事にあつては「請負工事監督・検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。))に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあつては、予算決算及び会計令(令和6年9月改正 政令第289号)(以下「予算令」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。													適用すべき諸基準類との整合
								1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	ウィークリースタンス											条文の追加		
								1	1	1	5	1	1	監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。											条文の追加			
								1	1	1	5	1	2	ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。											条文の追加			
1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	施工計画書	1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	施工計画書											条文追加による番号の修正		
1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	コリンズ(CORINS)への登録	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	コリンズ(CORINS)への登録											条文追加による番号の修正		
1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	監督職員	1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	監督職員											条文追加による番号の修正		
1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	工事用地等の使用	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事用地等の使用											条文追加による番号の修正		
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事着手	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	工事着手											条文追加による番号の修正		
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	工事の下請負	1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	工事の下請負											条文追加による番号の修正		
1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	施工体制台帳	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	施工体制台帳											条文追加による番号の修正		
1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	受発注者間の情報共有	1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	受発注者間の情報共有											条文追加による番号の修正		
1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	受注者相互の協力	1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	受注者相互の協力											条文追加による番号の修正		
1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	調査・試験に対する協力	1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	調査・試験に対する協力											条文追加による番号の修正		
1	1	1	14	5	1	5.低入札価格調査	受注者は、当該工事が「予算令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。	1	1	1	15	5	1	5.低入札価格調査	受注者は、当該工事が「予算令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。											変更なし		
1	1	1	14	5	3	(2) 第1編1-1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	1	1	1	15	5	3	(2) 第1編1-1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。											誤記修正				
1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	工事の一時中止	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工事の一時中止											条文追加による番号の修正		
1	1	1	15	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	1	1	1	16	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。											変更なし		
1	1	1	15	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	16	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。											誤記修正		
1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	設計図書の変更	1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	設計図書の変更											条文追加による番号の修正		
1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	工期変更	1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	工期変更											条文追加による番号の修正		
1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	支給材料及び賃与品	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	支給材料及び賃与品											条文追加による番号の修正		
1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	工事現場発生物	1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	工事現場発生物											条文追加による番号の修正		
1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	建設副産物	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物											条文追加による番号の修正		
1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	工事完成図	1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	工事完成図											条文追加による番号の修正		
1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	工事完成検査	1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	工事完成検査											条文追加による番号の修正		
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	既済部分検査等	1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	既済部分検査等											条文追加による番号の修正		
1	1	1	23	5	1	5.適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	24	5	1	5.適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。											誤記修正		
1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	部分使用	1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	部分使用											条文追加による番号の修正		
1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	施工管理	1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	施工管理											条文追加による番号の修正		
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	履行報告	1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	履行報告											条文追加による番号の修正		
1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	週休二日の対応	1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	週休二日の対応											条文追加による番号の修正		
1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	工事関係者に対する措置請求											条文追加による番号の修正		
1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	工事中の安全確保	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	工事中の安全確保											条文追加による番号の修正		
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	爆発及び火災の防止	1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	爆発及び火災の防止											条文追加による番号の修正		
1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	後片付け	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	後片付け											条文追加による番号の修正		
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	事故報告書	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	事故報告書											条文追加による番号の修正		
1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	環境対策	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	環境対策											条文追加による番号の修正		

旧条文(令和6年版)						新条文(令和7年版)						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
編章節条項						編章節条項						新条文						
編章節条項						編章節条項						新条文						
1	1	1	33	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	34	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。		変更なし	
1	1	1	33	6	2	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	34	6	2	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。		変更なし			
1	1	1	33	6	3	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	34	6	3	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。		適用すべき諸基準類との整合			
1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	文化財の保護	1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	文化財の保護	条文追加による番号の修正		
1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	交通安全管理	1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	交通安全管理	条文追加による番号の修正		
1	1	1	35	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	36	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。		実態を踏まえた規定の変更	
1	1	1	35	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	36	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。		適用すべき諸基準類との整合	
1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	施設管理	1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	施設管理	条文追加による番号の修正		
1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	諸法令の遵守	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	諸法令の遵守	条文追加による番号の修正		
1	1	1	37	1	6	(4)労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	38	1	6	(4)労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	10	(8)雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	38	1	10	(8)雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	12	(10)健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	1	1	1	38	1	12	(10)健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	14	(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	38	1	14	(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	15	(13)出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)	1	1	1	38	1	15	(13)出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	16	(14)道路法(令和3年3月改正 法律第9号)	1	1	1	38	1	16	(14)道路法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	17	(15)道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)	1	1	1	38	1	17	(15)道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	19	(17)道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)	1	1	1	38	1	19	(17)道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	21	(19)地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	38	1	21	(19)地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	22	(20)河川法(令和3年5月改正 法律第31号)	1	1	1	38	1	22	(20)河川法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	37	1	23	(21)海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	38	1	23	(21)海岸法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				

旧条文(令和6年版)					新条文(令和7年版)					改定理由						
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下		編	章	節	条	項以下	
1	1	1	37	1	26	(24)	漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	38	1	26	(24)	漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	28	(26)	航空法(令和4年6月改正 法律第62号)	1	1	1	38	1	28	(26)	航空法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	31	(29)	森林法(令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	38	1	31	(29)	森林法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	41	(39)	砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	38	1	41	(39)	砂利採取法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	44	(42)	測量法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	38	1	44	(42)	測量法(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	45	(43)	建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	38	1	45	(43)	建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	46	(44)	都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)	1	1	1	38	1	46	(44)	都市公園法(令和6年5月改正 法律第40号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	50	(48)	海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)	1	1	1	38	1	50	(48)	海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	53	(51)	船員法(令和3年6月改正 法律第75号)	1	1	1	38	1	53	(51)	船員法(令和6年5月改正 法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)	1	1	1	38	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	38	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	65	(63)	厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)	1	1	1	38	1	65	(63)	厚生年金保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	70	(68)	所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)	1	1	1	38	1	70	(68)	所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	72	(70)	船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	1	1	1	38	1	72	(70)	船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	73	(71)	著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)	1	1	1	38	1	73	(71)	著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	74	(72)	電波法(令和4年12月改正 法律第93号)	1	1	1	38	1	74	(72)	電波法(令和5年12月改正 法律第87号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	38	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)	1	1	1	38	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	81	(79)	警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	38	1	81	(79)	警備業法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	38	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	官公庁等への手続等	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	官公庁等への手続等	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	施工時期及び施工時間の変更	条文追加による番号の修正
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	工事測量	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	工事測量	条文追加による番号の修正
1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	不可抗力による損害	1	1	1	42	0	1	1-1-1-42	不可抗力による損害	条文追加による番号の修正
1	1	1	42	0	1	1-1-1-42	特許権等	1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	特許権等	条文追加による番号の修正
1	1	1	42	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	43	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	保険の付保及び事故の補償	条文追加による番号の修正
1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	臨機の措置	1	1	1	45	0	1	1-1-1-45	臨機の措置	条文追加による番号の修正
1	1	1	45	0	1	1-1-1-45	石綿使用の有無	1	1	1	46	0	1	1-1-1-46	石綿使用の有無	条文追加による番号の修正
1	1	1	46	0	1	1-1-1-46	主任技術者または管理技術者の変更 開発局独自	1	1	1	47	0	1	1-1-1-47	主任技術者または管理技術者の変更 開発局独自	条文追加による番号の修正
1	1	1	46	0	6	(5)	(5)その他工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制を考慮して途中交代しても支障が無いと認められるとき。 (6)上記(2)から(5)において途中交代を認める場合の留意事項 ①交代後の専任技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で契約関係図書に示す事項を満たすものである。 ②専任技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、原則として新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保しなければならない。 ③上記(5)においては、工事期間内に原則として1年間に1回限り交代を認めなければならない。	1	1	1	47	0	6	(5) (5)上記(2)から(4)において途中交代を認める場合の留意事項 ①交代後の専任技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で契約関係図書に示す事項を満たすものである。 ②専任技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、原則として新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保しなければならない。 ③上記(5)においては、工事期間内に原則として1年間に1回限り交代を認めなければならない。	法令の一部改訂による修正	
1	1	1	47	0	1	1-1-1-47	建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	1	1	1	48	0	1	1-1-1-48	建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	条文追加による番号の修正
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工	変更なし
1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	変更なし
1	2	3	1	0	1	1-2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	1	1-2-3-1	一般事項	変更なし
1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	誤記修正
1	2	3	1	6	1	6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	3	1	6	1	6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	変更なし
1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	変更なし
1	2	4	1	8	1	8.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	1	8.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下					
1	2	4	1	10	1	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	10	1	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正				
1	2	4	4	0	1	1-2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4	0	1	1-2-4-4	路床盛土工	変更なし				
1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。	1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。	誤記修正				
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	変更なし				
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	変更なし				
1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	工場の選定	変更なし				
1	3	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	1	3	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	変更なし				
1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合				
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	変更なし				
1	3	7	1	0	1	1-3-7-1	一般事項	1	3	7	1	0	1	1-3-7-1	一般事項	変更なし				
1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	誤記修正				
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	変更なし				
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	変更なし				
2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	変更なし				
2	2	3	4	0	1	2-2-3-4	アスファルト用再生骨材	2	2	3	4	0	1	2-2-3-4	アスファルト用再生骨材	変更なし				
2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更				
2	2	3	4	0	3		表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0	3		表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質	諸基準類の改定にともなう				
2	2	3	4	0	4			2	2	3	4	0	4		表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	図表の追加				
2	2	3	5	0	1	2-2-3-5	フィラー	2	2	3	5	0	1	2-2-3-5	フィラー	変更なし				
2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-14の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正				
2	2	3	5	2	2		表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2	2		表2-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	図表追加による番号の修正				
2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-15の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正				
2	2	3	5	3	2		表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	2	2	3	5	3	2		表2-2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	図表追加による番号の修正				
2	2	3	6	0	1	2-2-3-6	安定材	2	2	3	6	0	1	2-2-3-6	安定材	変更なし				
2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	条文追加による番号の修正				
2	2	3	6	1	2		表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1	2		表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格	図表追加による番号の修正				
2	2	3	6	1	3		表2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1	3		表2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格	図表追加による番号の修正				
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	変更なし				
2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント	変更なし				
2	2	6	2	1	1	1.適用規格	セメントは、表2-2-17の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	1	1	1.適用規格	セメントは、表2-2-18の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正				
2	2	6	2	1	2		表2-2-17 セメントの種類	2	2	6	2	1	2		表2-2-18 セメントの種類	図表追加による番号の修正				
2	2	6	2	3	1	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	1	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-19の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正				
2	2	6	2	3	2		表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	2		表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質	図表追加による番号の修正				
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	変更なし				
2	2	8	1	0	1	2-2-8-1	一般瀝青材料	2	2	8	1	0	1	2-2-8-1	一般瀝青材料	変更なし				

旧条文(令和6年版)						新条文(令和7年版)						改定理由											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下					
2	2	8	1	1	1	1.適用規格	鋪装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-15の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1.適用規格	鋪装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-16の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1	2	1	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	2	1	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-20の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	2	1	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	2	2		なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する鋪装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2		なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する鋪装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2	2	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	3		表2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2	3		表2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2	3	3	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	3	1	3.セミプローンアスファルト	セミプローンアスファルトは、表2-2-20の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	1	3.セミプローンアスファルト	セミプローンアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	1	1	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	3	2		表2-2-20 セミプローンアスファルト(AC-100)の規格	2	2	8	1	3	2		表2-2-21 セミプローンアスファルト(AC-100)の規格	2	2	8	1	3	2	2	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	1	4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-22の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	1	4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	1	1	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	2		表2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	2		表2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	2	2	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	3		表2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	3		表2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	3	3	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	1	5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	1	5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-24の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	1	1	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	2		表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5	2		表2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5	2	2	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	6	1	6.グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	1	6.グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	1	1	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	7	1	7.グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	7	1	7.グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-23に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	7	1	1	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	1	変更なし
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2	2	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	3		表2-2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	2	2	8	3	0	3		表2-2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	2	2	8	3	0	3	3	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	4		表2-2-25 再生用添加剤の品質(オイル系)	2	2	8	3	0	4		表2-2-26 再生用添加剤の品質(オイル系)	2	2	8	3	0	4	4	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	5		表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3	0	5		表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3	0	5	5	図表追加による番号の修正
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	1	変更なし
2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	1	1	変更なし
2	2	12	1	0	2		標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1	0	2		標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1	0	2	2	変更なし
2	2	12	1	0	23	(4)	反射シート	2	2	12	1	0	23	(4)	反射シート	2	2	12	1	0	23	23	変更なし
2	2	12	1	0	24		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0	24		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-28、表2-2-29に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0	24	24	条文削除による番号の修正
2	2	12	1	0	25		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。	2	2	12	1	0	25		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。	2	2	12	1	0	25	25	変更なし
2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-2-28、表2-2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	2	2	12	1	0	26	26	図形削除による番号の修正
2	2	12	1	0	27		表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	27		表2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	27	27	図表追加による番号の修正
2	2	12	1	0	28		表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	28		表2-2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	28	28	図表追加による番号の修正
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	1	変更なし
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	1	変更なし
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	1	変更なし
3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	工事完成図書納品	3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	工事完成図書納品	3	1	1	7	0	1	1	変更なし
3	1	1	7	6	1	6.地質調査の電子成果品等	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	3	1	1	7	6	1	6.地質調査の電子成果品等	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	3	1	1	7	6	1	1	変更なし
3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書(案)(建設省技調発第92号平成3年3月30日(一部改定 国官技第418号令和5年3月31日))の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書(案)(建設省技調発第92号平成3年3月30日(一部改定 国官技第873号令和6年3月))の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	3	1	1	7	6	2	2	実態を踏まえた規定の変更
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	1	変更なし
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	1	変更なし

旧条文(令和6年版)					新条文(令和7年版)					改定理由														
編	章	節	条	項 以下	編	章	節	条	項 以下		新条文													
3	2	2	0	15		3	2	2	0	15														
					国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)					国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)		適用すべき諸基準類との整合												
3	2	2	0	29		3	2	2	0	29														
					日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)					日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)		適用すべき諸基準類との整合												
3	2	2	0	46		3	2	2	0	46														
					厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)					厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和5年12月)		適用すべき諸基準類との整合												
3	2	3	0	1	第3節	3	2	3	0	1	第3節													
					共通の工種					共通の工種		変更なし												
3	2	3	14	2	4		3	2	3	14	2	4												
					なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		誤記修正												
3	2	3	25	0	1	3-2-3-25	3	2	3	25	0	1	3-2-3-25	3	2	3	25	0	1	3-2-3-25	銘板工		変更なし	
3	2	3	25	1	1	1.一般事項	3	2	3	25	1	1	1.一般事項	3	2	3	25	1	1	1.一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2-1または、図3-2-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。		実態を踏まえた規定の変更	
3	2	6	0	0	1	第6節	3	2	6	0	0	1	第6節	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工		変更なし	
3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料		変更なし	
3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-3 5鉄構スラグの規格(路盤材用)の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。		適用すべき諸基準類との整合	
3	2	6	3	11			3	2	6	3	11	2		3	2	6	3	11	2			また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。		条文の追加
3	2	6	3	11	2		3	2	6	3	11	2		3	2	6	3	11	2			表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格		削除
3	2	6	3	11	3		3	2	6	3	11	3		3	2	6	3	11	3			表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質		削除
3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。		適用すべき諸基準類との整合	
3	2	6	3	20	1	20.適用規定(加熱アスファルト)	3	2	6	3	20	1	20.適用規定(加熱アスファルト)	3	2	6	3	20	1	20.適用規定(加熱アスファルト)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。		変更なし	
3	2	6	3	20	2	(1)	3	2	6	3	20	2	(1)	3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、表3-2-24の規格に適合するものとする。		図形削除による番号の修正	
3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	表3-2-23、表3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。		図形削除による番号の修正	
3	2	6	3	21	2		3	2	6	3	21	2		3	2	6	3	21	2			表3-2-23 マーシャル安定度試験基準値		図形削除による番号の修正
3	2	6	3	21	3		3	2	6	3	21	3		3	2	6	3	21	3			表3-2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲		図形削除による番号の修正
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工		変更なし	
3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。		変更なし	
3	2	6	7	3	4	(3)	3	2	6	7	3	4	(3)	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。		図形削除による番号の修正	
3	2	6	7	3	6		3	2	6	7	3	6		3	2	6	7	3	6			表3-2-23 安定処理路盤の品質規格		図形削除による番号の修正
3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。		変更なし	
3	2	6	7	4	2	(1)	3	2	6	7	4	2	(1)	3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。		図形削除による番号の修正	
3	2	6	7	4	3		3	2	6	7	4	3		3	2	6	7	4	3			表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値		図形削除による番号の修正
3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	半たわみ性舗装工		変更なし	
3	2	6	8	4	1	4.適用規定	3	2	6	8	4	1	4.適用規定	3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		適用すべき諸基準類との整合	
3	2	6	9	0	1	3-2-6-9	3	2	6	9	0	1	3-2-6-9	3	2	6	9	0	1	3-2-6-9	排水性舗装工		変更なし	

旧条文(令和6年版)						新条文(令和7年版)						改定理由				
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下					
3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	9	3	1	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	3	2	6	9	3	1	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	3	2		3	2	6	9	3	2		表3-2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	表3-2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	4	2		3	2	6	9	4	2		表3-2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	表3-2-26 アスファルト乳剤の標準的性状	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-29を標準とし、表3-2-30に示す目標値を満足するように決定する。	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-27を標準とし、表3-2-28に示す目標値を満足するように決定する。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5	3		3	2	6	9	5	3		表3-2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表3-2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5	4		3	2	6	9	5	4		表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	表3-2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	8	1	8.施工工程	3	2	6	9	8	1	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	誤記修正
3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工	変更なし
3	2	6	11	6	1	6.接着剤の塗布	3	2	6	11	6	1	6.接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	変更なし
3	2	6	11	6	3	(2)	3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-2-31、表3-2-32を満足するものでなければならない。	接着剤の規格は表3-2-29、表3-2-30を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	6	4		3	2	6	11	6	4		表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	表3-2-29 接着剤の規格鋼床版用	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	6	5		3	2	6	11	6	5		表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用	表3-2-30 接着剤の規格コンクリート床版用	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	1	8.グースアスファルトの示方配合	3	2	6	11	8	1	8.グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	変更なし
3	2	6	11	8	2	(1)	3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-2-33に適合するものとする。	骨材の標準粒度範囲は表3-2-31に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	3		3	2	6	11	8	3		表3-2-33 骨材の標準粒度範囲	表3-2-31 骨材の標準粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	4	(2)	3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合するものとする。	標準アスファルト量の規格は表3-2-32に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	5		3	2	6	11	8	5		表3-2-34 標準アスファルト量	表3-2-32 標準アスファルト量	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	変更なし
3	2	6	11	9	2	(1)	3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-33の基準値を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	9	3		3	2	6	11	9	3		表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表3-2-33 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	変更なし
3	2	6	11	11	2	(1)	3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-34を満足するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	11	3		3	2	6	11	11	3		表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表3-2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	13	1	13.目地工の施工	3	2	6	11	13	1	13.目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	変更なし
3	2	6	11	13	5	(4)	3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-35の規格を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	13	6		3	2	6	11	13	6		表3-2-37 目地材の規格	表3-2-35 目地材の規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	変更なし
3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	変更なし
3	2	6	12	3	4	(3)	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3	6		3	2	6	12	3	6		表3-2-38 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	表3-2-36 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3	7		3	2	6	12	3	7		表3-2-39 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	表3-2-37 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	変更なし
3	2	6	12	4	2	(1)	3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	4	3		3	2	6	12	4	3		表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値	表3-2-38 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-41の規格に適合するものとする。	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-39の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正

旧条文(令和6年版)					新条文(令和7年版)					改定理由											
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下		編	章	節	条	項以下						
3	2	6	12	6	2	3	2	6	12	6	2	3	2	6	12	6	2	2	表3-2-41 コンクリートの配合基準	表3-2-39 コンクリートの配合基準	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	7	1	3	2	6	12	7	1	3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	7.材料の質量計量誤差	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	7	2	3	2	6	12	7	2	3	2	6	12	7	2	表3-2-42 計量誤差の許容値	表3-2-40 計量誤差の許容値	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	9	1	3	2	6	12	9	1	3	2	6	12	9	1	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	変更なし	
3	2	6	12	9	2	3	2	6	12	9	2	3	2	6	12	9	2	(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておく、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておく、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	変更なし	
3	2	6	12	9	3	3	2	6	12	9	3	3	2	6	12	9	3	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	誤記修正	
3	2	6	12	12	1	3	2	6	12	12	1	3	2	6	12	12	1	12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	変更なし	
3	2	6	12	12	4	3	2	6	12	12	4	3	2	6	12	12	4	(3) 受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。	(3) 受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。	変更なし	
3	2	6	12	12	5	3	2	6	12	12	5	3	2	6	12	12	5	交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。	交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。	変更なし	
3	2	6	12	12	6	3	2	6	12	12	6	3	2	6	12	12	6	後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。	後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。	変更なし	
3	2	6	12	12	7	3	2	6	12	12	7	3	2	6	12	12	7	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法を記載しなければならない。	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法を記載しなければならない。	誤記修正	
3	2	6	12	13	1	3	2	6	12	13	1	3	2	6	12	13	1	13.転圧コンクリート舗装の規定	13.転圧コンクリート舗装の規定	変更なし	
3	2	6	12	13	3	3	2	6	12	13	3	3	2	6	12	13	3	(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	13	5	3	2	6	12	13	5	3	2	6	12	13	5	(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	変更なし	
3	2	6	12	13	6	3	2	6	12	13	6	3	2	6	12	13	6	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-41によるものとする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	13	7	3	2	6	12	13	7	3	2	6	12	13	7	表3-2-43 示方配合表	表3-2-41 示方配合表	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	14	1	3	2	6	12	14	1	3	2	6	12	14	1	14.コンクリート舗装目地の規定	14.コンクリート舗装目地の規定	変更なし	
3	2	6	12	14	10	3	2	6	12	14	10	3	2	6	12	14	10	(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-44を標準とする。	(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-42を標準とする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	14	11	3	2	6	12	14	11	3	2	6	12	14	11	表3-2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質	表3-2-42 注入目地材(加熱施工式)の品質	図形削除による番号の修正	
3	2	9	0	0	1	3	2	9	0	0	1	3	2	9	0	0	1	第9節 構築物撤去工	第9節 構築物撤去工	変更なし	
3	2	9	14	0	1	3	2	9	14	0	1	3	2	9	14	0	1	3-2-9-14 骨材再生工	3-2-9-14 骨材再生工	変更なし	
3	2	9	14	1	1	3	2	9	14	1	1	3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工	1.骨材再生工の施工	誤記修正	
3	2	9	15	0	1	3	2	9	15	0	1	3	2	9	15	0	1	3-2-9-15 運搬処理工	3-2-9-15 運搬処理工	変更なし	
3	2	9	15	1	1	3	2	9	15	1	1	3	2	9	15	1	1	1.工事現場発成品の規定	1.工事現場発成品の規定	誤記修正	





旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	新条文	改定理由		
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰											変更なし	
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用											変更なし	
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び閉開装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和5年3月)の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び閉開装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。											諸基準類の改定にともなう	
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準											変更なし	
6	5	2	0	5	6		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	5	2	0	5	6		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)											適用すべき諸基準類との整合	
6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場											変更なし	
6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準											変更なし	
6	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)											適用すべき諸基準類との整合	
6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め											変更なし	
6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準											変更なし	
6	7	2	0	4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	7	2	0	4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)											適用すべき諸基準類との整合	
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編											変更なし	
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策											変更なし	
8	3	4	0	0	1	第4節	法面工	8	3	4	0	0	1	第4節	法面工											変更なし	
8	3	4	6	0	1	8-3-4-6	アンカー工(プレキャストコンクリート板)	8	3	4	6	0	1	8-3-4-6	アンカー工(プレキャストコンクリート板)											変更なし	
8	3	4	6	1	1	1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	8	3	4	6	1	1	1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。											誤記修正	
8	3	9	0	0	1	第9節	抑止杭工	8	3	9	0	0	1	第9節	抑止杭工											変更なし	
8	3	9	1	0	1	8-3-9-1	一般事項	8	3	9	1	0	1	8-3-9-1	一般事項											変更なし	
8	3	9	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	8	3	9	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。											誤記修正	
9	2	3	2	0	5		ただし、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	9	2	3	2	0	5		ただし、第9編9-2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。											誤記修正	
9	2	3	9	0	2		受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	9	2	3	9	0	2		受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編9-2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。												
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編											変更なし	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良											変更なし	
10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準											変更なし	
10	1	2	0	0	12		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻(平成12年9月)	10	1	2	0	0	12														削除
10	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	10	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工											変更なし	
10	1	7	1	0	1	10-1-7-1	一般事項	10	1	7	1	0	1	10-1-7-1	一般事項											変更なし	
10	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11-6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻 解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11-6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。											一部削除	
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装											変更なし	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準											変更なし	
10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)											適用すべき諸基準類との整合	
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部											変更なし	
10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工											変更なし	
10	4	3	11	0	1	10-4-3-11	鑄造費	10	4	3	11	0	1	10-4-3-11	鑄造費											変更なし	
10	4	3	11	0	2		橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(鋼及び銅合金鋳物)の規定による。	10	4	3	11	0	2		橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。											適用すべき諸基準類との整合	
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部											変更なし	
10	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工											変更なし	
10	5	3	7	0	1	10-5-3-7	鑄造費	10	5	3	7	0	1	10-5-3-7	鑄造費											変更なし	
10	5	3	7	0	2		橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(鋼及び銅合金鋳物)の規定による。	10	5	3	7	0	2		橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。											適用すべき諸基準類との整合	
10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工												
10	5	5	1	0	1	10-5-5-1	一般事項	10	5	5	1	0	1	10-5-5-1	一般事項												
10	5	5	1	7	1	7.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。	10	5	5	1	6	1	6.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。											誤記修正	
10	5	5	1	7	2		なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	10	5	5	1	6	2		なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。												

旧条文(令和6年版)					新条文(令和7年版)					改定理由								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項									
10	5	5	1	8	1	7	架設に用いる仮設備及び架設用機材	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	7	架設に用いる仮設備及び架設用機材	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	誤記修正						
10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)		10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)		変更なし
10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		変更なし
10	6	2	0	0	21		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)		10	6	2	0	0	21		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(令和6年3月)		諸基準類の改定にともなう
10	6	6	0	0	1	第6節	インバート工		10	6	6	0	0	1	第6節	インバート工		変更なし
10	6	6	4	0	1	10-6-6-4	インバート本體工		10	6	6	4	0	1	10-6-6-4	インバート本體工		変更なし
10	6	6	4	5	1	5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。		10	6	6	4	5	1	5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。		誤記修正
10	6	8	0	0	1	第8節	坑門工		10	6	8	0	0	1	第8節	坑門工		変更なし
10	6	8	6	0	1	10-6-8-6	銘板工		10	6	8	6	0	1	10-6-8-6	銘板工		変更なし
10	6	8	6	2	1	2.標示板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とし、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。		10	6	8	6	2	1	2.標示板の材質	標示板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。		適用すべき諸基準類との整合
10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド		10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド		変更なし
10	7	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工		10	7	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工		変更なし
10	7	6	5	0	1	10-7-6-5	銘板工		10	7	6	5	0	1	10-7-6-5	銘板工		変更なし
10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。		10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。		適用すべき諸基準類との整合
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		変更なし
10	8	7	0	0	1	第7節	シェッド付属物工		10	8	7	0	0	1	第7節	シェッド付属物工		変更なし
10	8	7	5	0	1	10-8-7-5	銘板工		10	8	7	5	0	1	10-8-7-5	銘板工		変更なし
10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。		10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。		適用すべき諸基準類との整合
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持		10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持		変更なし
10	14	1	0	0	1	第1節	適用		10	14	1	0	0	1	第1節	適用		変更なし
10	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。		10	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。		誤記修正
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		変更なし
10	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		10	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		変更なし
10	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。		10	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。		変更なし
10	14	2	0	0	5		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)		10	14	2	0	0	5		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)		適用すべき諸基準類との整合
10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工		10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工		変更なし
10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	路上再生工		10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	路上再生工		変更なし
10	14	4	7	1	1	1.路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。		10	14	4	7	1	1	1.路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。		変更なし
10	14	4	7	1	11	(3)	最大乾燥密度		10	14	4	7	1	11	(3)	最大乾燥密度		変更なし
10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。		10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。		誤記修正
10	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製作しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。		10	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製作しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。		図形削除による番号の修正

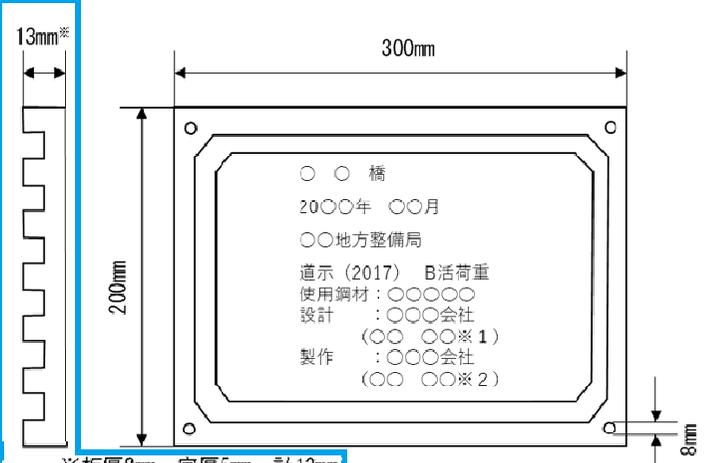
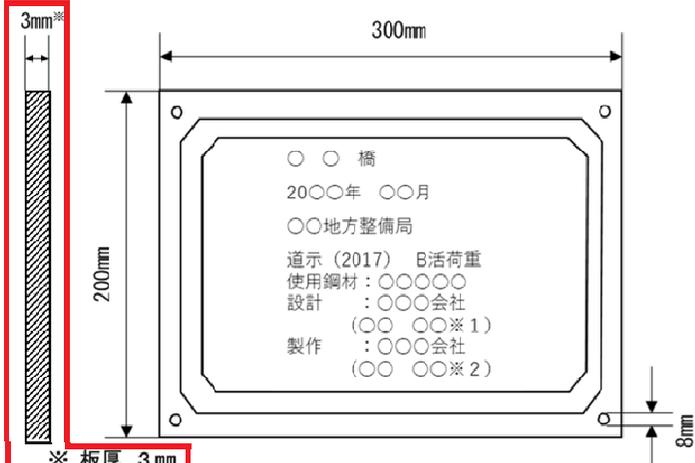
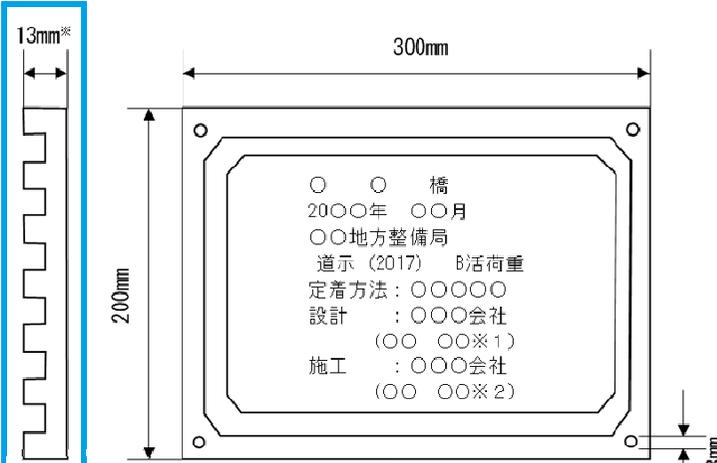
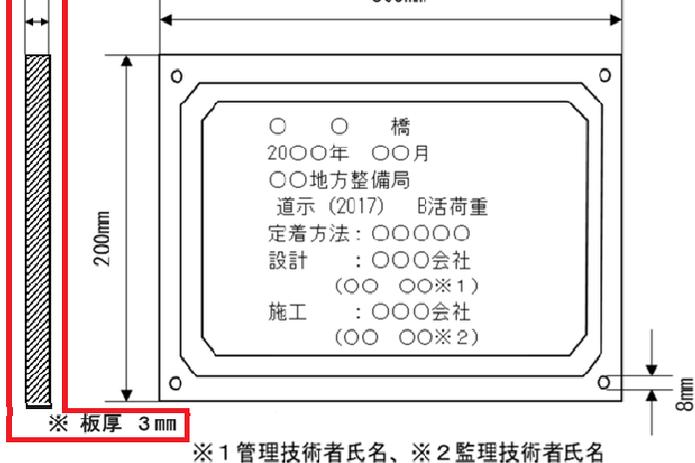


図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由																																																																																																		
表2-2-4 再生砕石の粒度	<p style="text-align: center;">表2-2-4 再生砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40～0 (RC-40)</th> <th>30～0 (RC-30)</th> <th>20～0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率 (%)</td> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95～100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95～100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50～80</td> <td>55～85</td> <td>95～100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60～90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15～40</td> <td>15～45</td> <td>20～50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5～25</td> <td>5～30</td> <td>10～35</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含んだ</b>破碎されたままの<b>見かけ</b>の骨材粒度を使用する。</p>	ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)			40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	60～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35	<p style="text-align: center;">表2-2-4 再生砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40～0 (RC-40)</th> <th>30～0 (RC-30)</th> <th>20～0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率 (%)</td> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95～100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95～100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50～80</td> <td>55～85</td> <td>95～100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60～90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15～40</td> <td>15～45</td> <td>20～50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5～25</td> <td>5～30</td> <td>10～35</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含む</b>破碎されたままの<b>見掛け</b>の骨材粒度を使用する。</p>	ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)			40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	60～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35	諸基準類との整合																
ふるい目の開き				粒度範囲 (呼び名)																																																																																																	
		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)																																																																																																	
通過質量百分率 (%)	53mm	100																																																																																																			
	37.5mm	95～100	100																																																																																																		
	31.5mm	—	95～100																																																																																																		
	26.5mm	—	—	100																																																																																																	
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																																	
	13.2mm	—	—	60～90																																																																																																	
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																																	
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																																	
ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)																																																																																																			
		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)																																																																																																	
通過質量百分率 (%)	53mm	100																																																																																																			
	37.5mm	95～100	100																																																																																																		
	31.5mm	—	95～100																																																																																																		
	26.5mm	—	—	100																																																																																																	
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																																	
	13.2mm	—	—	60～90																																																																																																	
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																																	
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																																	
表2-2-5 財政粒度調整砕石の粒度	<p style="text-align: center;">表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40～0 (RM-40)</th> <th>30～0 (RM-30)</th> <th>25～0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率 (%)</td> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95～100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95～100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95～100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60～90</td> <td>60～90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55～85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30～65</td> <td>30～65</td> <td>30～65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20～50</td> <td>20～50</td> <td>20～50</td> </tr> <tr> <td>425μm</td> <td>10～30</td> <td>10～30</td> <td>10～30</td> </tr> <tr> <td>75μm</td> <td>2～10</td> <td>2～10</td> <td>2～10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含んだ</b>破碎されたままの<b>見かけ</b>の骨材粒度を使用する。</p>	ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)			40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)	通過質量百分率 (%)	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～90	60～90	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～65	30～65	30～65	2.36mm	20～50	20～50	20～50	425μm	10～30	10～30	10～30	75μm	2～10	2～10	2～10	<p style="text-align: center;">表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40～0 (RM-40)</th> <th>30～0 (RM-30)</th> <th>25～0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率 (%)</td> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95～100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95～100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95～100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60～90</td> <td>60～90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55～85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30～65</td> <td>30～65</td> <td>30～65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20～50</td> <td>20～50</td> <td>20～50</td> </tr> <tr> <td>425μm</td> <td>10～30</td> <td>10～30</td> <td>10～30</td> </tr> <tr> <td>75μm</td> <td>2～10</td> <td>2～10</td> <td>2～10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含む</b>破碎されたままの<b>見掛け</b>の骨材粒度を使用する。</p>	ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)			40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)	通過質量百分率 (%)	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～90	60～90	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～65	30～65	30～65	2.36mm	20～50	20～50	20～50	425μm	10～30	10～30	10～30	75μm	2～10	2～10	2～10	諸基準類との整合
ふるい目の開き				粒度範囲 (呼び名)																																																																																																	
		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)																																																																																																	
通過質量百分率 (%)	53mm	100																																																																																																			
	37.5mm	95～100	100																																																																																																		
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																	
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																																	
	19mm	60～90	60～90	—																																																																																																	
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																	
	4.75mm	30～65	30～65	30～65																																																																																																	
	2.36mm	20～50	20～50	20～50																																																																																																	
	425μm	10～30	10～30	10～30																																																																																																	
	75μm	2～10	2～10	2～10																																																																																																	
ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)																																																																																																			
		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)																																																																																																	
通過質量百分率 (%)	53mm	100																																																																																																			
	37.5mm	95～100	100																																																																																																		
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																	
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																																	
	19mm	60～90	60～90	—																																																																																																	
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																	
	4.75mm	30～65	30～65	30～65																																																																																																	
	2.36mm	20～50	20～50	20～50																																																																																																	
	425μm	10～30	10～30	10～30																																																																																																	
	75μm	2～10	2～10	2～10																																																																																																	

図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由																			
表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	<p style="text-align: center;">表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="344 252 913 360"> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>％</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1/10mm</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td>MPa/mm</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>％</td> <td>5以下</td> </tr> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75<math>\mu</math>mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	％	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	圧裂係数	MPa/mm	骨材の微粒分量	％	5以下	<p style="text-align: center;">表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="1167 252 1740 392"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 　％</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度（25℃）1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 　％</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 　％	3.8以上	旧アスファルトの針入度（25℃）1/10mm	20以上	骨材の微粒分量 　％	5以下	諸基準類との整合
旧アスファルトの含有量	％	3.8以上																				
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm																				
	圧裂係数	MPa/mm																				
骨材の微粒分量	％	5以下																				
項目	目標値																					
旧アスファルトの含有量 　％	3.8以上																					
旧アスファルトの針入度（25℃）1/10mm	20以上																					
骨材の微粒分量 　％	5以下																					

図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由								
表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質		<p style="text-align: center;"><b>表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。</p> <p>〔注5〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	諸基準類との整合
項目	目標値										
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上										
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下										
骨材の微粒分量 %	5以下										

図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由																																																																																																																																																																																
表2-2-15→6 舗装用石油アスファルトの規格	<p style="text-align: center;">表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類 項 目</th> <th style="text-align: center;">40～60</th> <th style="text-align: center;">60～80</th> <th style="text-align: center;">80～100</th> <th style="text-align: center;">100～120</th> <th style="text-align: center;">120～150</th> <th style="text-align: center;">150～200</th> <th style="text-align: center;">200～300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0～ 55.0</td> <td>44.0～ 52.0</td> <td>42.0～ 50.0</td> <td>40.0～ 50.0</td> <td>38.0～ 48.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン 可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率 %</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	<p style="text-align: center;">表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類 項 目</th> <th style="text-align: center;">40～60</th> <th style="text-align: center;">60～80</th> <th style="text-align: center;">80～100</th> <th style="text-align: center;">100～120</th> <th style="text-align: center;">120～150</th> <th style="text-align: center;">150～200</th> <th style="text-align: center;">200～300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0～ 55.0</td> <td>44.0～ 52.0</td> <td>42.0～ 50.0</td> <td>40.0～ 50.0</td> <td>38.0～ 48.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン 可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>250以上</td> <td>250以上</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率 %</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">[注1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。 [注2] 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。</p>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	諸基準類との整合																		
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																												
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																												
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																												
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																												
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																												
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																																												
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																												
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																												
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																												
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																												
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																												
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																												
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																												
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																												
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上																																																																																																																																																																												
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																												
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																												
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																												
表2-2-26→7 再生用添加剤の標準的性状	<p style="text-align: center;">表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/S</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td>℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比</td> <td>(60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃)</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)</td> <td></td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /S	80～1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以内	密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告	組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)		報告	<p style="text-align: center;">表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/S</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td>℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比</td> <td>(60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃)</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)</td> <td></td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /S	80～1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以内	密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告	組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)		報告	諸基準類との整合																																																																																																																																								
項 目	標準的性状																																																																																																																																																																																		
動 粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /S	80～1,000																																																																																																																																																																																	
引 火 点	℃	250以上																																																																																																																																																																																	
薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下																																																																																																																																																																																	
薄膜加熱質量変化率	%	±3以内																																																																																																																																																																																	
密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告																																																																																																																																																																																	
組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)		報告																																																																																																																																																																																	
項 目	標準的性状																																																																																																																																																																																		
動 粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /S	80～1,000																																																																																																																																																																																	
引 火 点	℃	250以上																																																																																																																																																																																	
薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下																																																																																																																																																																																	
薄膜加熱質量変化率	%	±3以内																																																																																																																																																																																	
密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告																																																																																																																																																																																	
組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)		報告																																																																																																																																																																																	

図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由
表3-2-2 銘板の寸法及び記載事項	 <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	 <p>※板厚 3mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	実態を踏まえた規定の変更
	 <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	 <p>※板厚 3mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	

図表番号	現行 (令和6年度)	改定 (令和7年度)	理由
図3-2-2-1 鋼橋 銘板の 寸法及び記載 事項	<p>関係技術者表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋関係技術者</p> <p>発注・監督：国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○道路事務所</p> <p>設 計：△△△コンサルタント㈱ 管理技術者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△ 照査技術者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△</p> <p>上部工施工：□□□鉄工㈱ 現場代理人 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 監理技術者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ ◇◇◇建設㈱ 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ㈱○○組 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ▽▽▽工業㈱ 主任技術者 ▽▽ ▽▽</p> <p>下部工施工：●●●建設 現場代理人 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 監理技術者 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 主任技術者 ●● ●● ◎◎◎組 主任技術者 ◎◎ ◎◎ ×××土建 主任技術者 ×× ××</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">厚さ 板厚8mm 字厚5mm 計13mm(取付孔径8mm)</div> <p>構造物諸元表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋</p> <p>2000年00月着工～2000年00月竣工 橋長：351.50m 幅員：10.25m 主桁高さ：2.30m 縦断勾配：1.06% 適用示方書等：道路橋示方書(2012) 杭基礎設計便覧(1992) … 設計荷重：B活荷重 配合：<math>\sigma_{ck} = \text{○○} \text{N}/\text{㎡}</math> <math>W/C = \text{○○}\%</math> <math>W = \text{○○○} \text{kg}/\text{㎡}</math> 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり35mm [床版工] <math>\sigma_{ck} = \text{○○} \text{N}/\text{㎡}</math> <math>W/C = \text{○○}\%</math> <math>W = \text{○○○} \text{kg}/\text{㎡}</math> BB 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり70mm [下部工] 製造：○○生コン株式会社 [床版工] △△生コン株式会社 ××生コン株式会社 … [下部工] 主要鋼材：SM490 SS400 SD345… 基礎工：場所打杭基礎(φ1000)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 北海道開発局</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">厚さ 板厚8mm 字厚5mm 計13mm(取付孔径8mm)</div>	<p>関係技術者表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋関係技術者</p> <p>発注・監督：国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○道路事務所</p> <p>設 計：△△△コンサルタント㈱ 管理技術者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△ 照査技術者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△</p> <p>上部工施工：□□□鉄工㈱ 現場代理人 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 監理技術者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ ◇◇◇建設㈱ 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ㈱○○組 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ▽▽▽工業㈱ 主任技術者 ▽▽ ▽▽</p> <p>下部工施工：●●●建設 現場代理人 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 監理技術者 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 主任技術者 ●● ●● ◎◎◎組 主任技術者 ◎◎ ◎◎ ×××土建 主任技術者 ×× ××</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">板厚3mm</div> <p>構造物諸元表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋</p> <p>2000年00月着工～2000年00月竣工 橋長：351.50m 幅員：10.25m 主桁高さ：2.30m 縦断勾配：1.06% 適用示方書等：道路橋示方書(2012) 杭基礎設計便覧(1992) … 設計荷重：B活荷重 配合：<math>\sigma_{ck} = \text{○○} \text{N}/\text{㎡}</math> <math>W/C = \text{○○}\%</math> <math>W = \text{○○○} \text{kg}/\text{㎡}</math> 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり35mm [床版工] <math>\sigma_{ck} = \text{○○} \text{N}/\text{㎡}</math> <math>W/C = \text{○○}\%</math> <math>W = \text{○○○} \text{kg}/\text{㎡}</math> BB 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり70mm [下部工] 製造：○○生コン株式会社 [床版工] △△生コン株式会社 ××生コン株式会社 … [下部工] 主要鋼材：SM490 SS400 SD345… 基礎工：場所打杭基礎(φ1000)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 北海道開発局</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">板厚3mm</div>	<p style="text-align: center;">実態を踏まえた規定の変更</p>

図表番号	現行 (令和6年度)	改定 (令和7年度)	理由
図3-2-2-2 コンクリート 橋 銘板の寸 法及び記載事 項	<p>関係技術者表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋関係技術者</p> <p>発注・監督：国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○道路事務所</p> <p>設 計：△△△コンサルタント 管理技術者 ^^ ^^ 設計担当者 ^^ ^^ 設計担当者 ^^ ^^ 照査技術者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△</p> <p>上部工施工：□□□建設㈱ 現場代理人 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 監理技術者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ ◇◇◇建設㈱ 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ㈱○○組 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ▽▽▽工業㈱ 主任技術者 ▽▽ ▽▽</p> <p>下部工施工：●●●建設㈱ 現場代理人 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 監理技術者 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 主任技術者 ●● ●● ◎◎◎組㈱ 主任技術者 ◎◎ ◎◎ ×××土建㈱ 主任技術者 ×× ××</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">       厚さ 板厚8mm 字厚5mm 計13mm(取付孔径8mm)     </div> <p>構造物諸元表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋</p> <p>2000年00月着工～2000年00月竣工 橋長：351.50m 幅員：10.25m 主桁高さ：4.70m 縦断勾配：1.06% 適用示方書等：道路橋示方書(2012) 杭基礎設計便覧(1992) … 設計荷重：B活荷重 配合：<math>\sigma_{ck} = 00N/m^2</math> <math>W/C = 00\%</math> <math>W = 000kg/m^3</math> 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり35mm〔上部工〕 <math>\sigma_{ck} = 00N/m^2</math> <math>W/C = 00\%</math> <math>W = 000kg/m^3</math> 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり70mm〔下部工〕 製造：○○生コン株式会社〔上部工〕 △△生コン株式会社 ××生コン株式会社 …〔下部工〕 主要鋼材：12S12.7B又はSBPR #32 定着方式：フレッシュ工法… 基礎工：場所打杭基礎(φ1000)</p> <p style="text-align: right;">国土交通省 北海道開発局</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">       厚さ 板厚8mm 字厚5mm 計13mm(取付孔径8mm)     </div>	<p>関係技術者表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋関係技術者</p> <p>発注・監督：国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○道路事務所</p> <p>設 計：△△△コンサルタント 管理技術者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△ 照査技術者 △△ △△ 設計担当者 △△ △△</p> <p>上部工施工：□□□建設㈱ 現場代理人 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ 監理技術者 □□ □□ 工事担当者 □□ □□ ◇◇◇建設㈱ 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ㈱○○組 主任技術者 ◇◇ ◇◇ ▽▽▽工業㈱ 主任技術者 ▽▽ ▽▽</p> <p>下部工施工：●●●建設㈱ 現場代理人 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 監理技術者 ●● ●● 工事担当者 ●● ●● 主任技術者 ●● ●● ◎◎◎組㈱ 主任技術者 ◎◎ ◎◎ ×××土建㈱ 主任技術者 ×× ××</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">       板厚3mm     </div> <p>構造物諸元表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">○○○橋</p> <p>2000年00月着工～2000年00月竣工 橋長：351.50m 幅員：10.25m 主桁高さ：4.70m 縦断勾配：1.06% 適用示方書等：道路橋示方書(2012) 杭基礎設計便覧(1992) … 設計荷重：B活荷重 配合：<math>\sigma_{ck} = 00N/m^2</math> <math>W/C = 00\%</math> <math>W = 000kg/m^3</math> 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり35mm〔上部工〕 <math>\sigma_{ck} = 00N/m^2</math> <math>W/C = 00\%</math> <math>W = 000kg/m^3</math> 最大骨材寸法25mmAE剤 ポンプ打設 散水養生(養生マット) 最小かぶり70mm〔下部工〕 製造：○○生コン株式会社〔上部工〕 △△生コン株式会社 ××生コン株式会社 …〔下部工〕 主要鋼材：12S12.7B又はSBPR #32 定着方式：フレッシュ工法… 基礎工：場所打杭基礎(φ1000)</p> <p style="text-align: right;">国土交通省 北海道開発局</p> </div> <p style="text-align: center;">600</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">       板厚3mm     </div>	<p style="text-align: center;">実態を踏まえた規定の変更</p>

図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由
------	-----------	-----------	----

表3-2-10（注1）

**表3-2-10 要求性能の確認方法**

項目	要求性能	確認方法			
		試験方法	試験条件	基準値	
線材に要求される性能	母材の健全性	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態で母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	
	強度	引張試験（JIS G 3547に準拠）	-	引張強さ 290N/mm以上	
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）	塩化物イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて素材に要求される性能	摩擦抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90以上
	摩擦抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)

[注1] 表3-2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表3-2-10）を行うものとする。

[注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

**表3-2-10 要求性能の確認方法**

項目	要求性能	確認方法			
		試験方法	試験条件	基準値	
線材に要求される性能	母材の健全性	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	
	強度	引張試験（JIS G 3547に準拠）	-	引張強さ 290N/mm以上	
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）	塩化物イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて素材に要求される性能	摩擦抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90以上
	摩擦抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)

[注1] 表3-2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表3-2-10）を行うものとする。

[注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

誤植

表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格

**表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格**

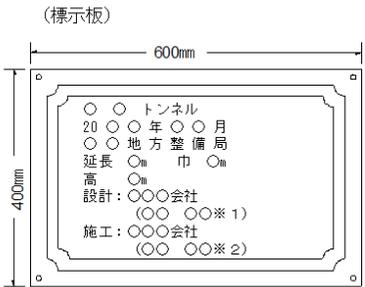
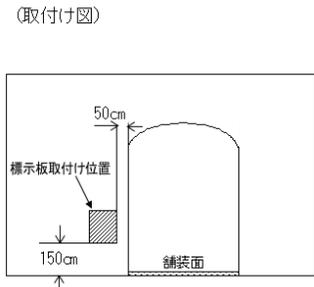
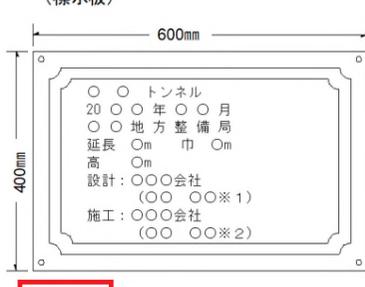
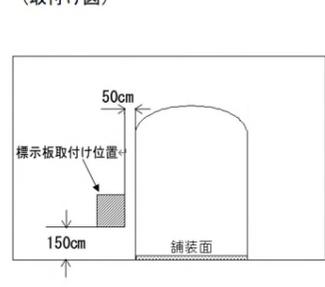
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)
クラッシュラン製鋼スラグ	CS S	-	-	50以下	2.0以下
単粒度製鋼スラグ	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下

[注] 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。

削除

削除

図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由											
表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	<p style="text-align: center;">表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="344 233 1050 360"> <tr> <td data-bbox="344 233 577 268">旧アスファルトの含有量</td> <td data-bbox="577 233 815 268">%</td> <td data-bbox="815 233 1050 268">3.8以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 268 577 328" rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td data-bbox="577 268 815 300">針入度</td> <td data-bbox="815 268 1050 300">1/10mm 20以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 300 815 328">圧裂係数</td> <td data-bbox="815 300 1050 328">MPa/mm 1.70以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 328 577 360">骨材の微粒分量</td> <td data-bbox="577 328 815 360">%</td> <td data-bbox="815 328 1050 360">5以下</td> </tr> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めよう。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75<math>\mu</math>mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm 20以上	圧裂係数	MPa/mm 1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下		諸基準類との整合（削除）
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上												
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm 20以上												
	圧裂係数	MPa/mm 1.70以下												
骨材の微粒分量	%	5以下												

図表番号	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	理由
図10-6-2	<p>(標示板)</p>  <p>(取付け図)</p>  <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>	<p>(標示板)</p>  <p>(取付け図)</p>  <p>板厚 3mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>	<p>実態を踏まえた規定の変更</p>